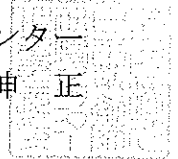


日薬研発第 274 号
平成 20 年 1 月 24 日

(社) 日本病院薬剤師会
会長 伊賀立二 殿

(財) 日本薬剤師研修センター
理事長 井村 伸 正



認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ (WS) 修了証
及び認定実務実習指導薬剤師養成講習会 (講習会) 受講証を
紛失した場合の取扱いについて

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は認定実務実習指導薬剤師養成研修実施に当たりご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1 月 21 日より認定実務実習指導薬剤師の認定申請受付を開始致しましたが、WS 修了証や講習会受講証の紛失時の対処に関する問合せが増えております。

ご承知のとおり、WS 修了証や講習会受講証は再発行されないこととなっております。とりわけ講習会については再受講が原則となっておりますが、日本薬剤師会からのご要望により、認定実務実習指導薬剤師養成研修実施委員会において別紙の通り取扱うことが決定されましたのでお知らせ致します。なお、貴会におかれましては、各会員に対して、WS 修了証、講習会受講証の保管管理を徹底していただくようご指導賜りたく、お願い致します。

本件につきましては、各都道府県薬剤師研修協議会にもお知らせ致しますので、念のため申し添えます。

謹白

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（WS） 修了証
認定実務実習指導薬剤師養成講習会 受講証
紛失の場合の取扱について

WS 修了証・講習会受講証は、紛失した場合でも再発行されないこととなっており、とりわけ講習会については原則再受講することとなっておりますが、受講後、時間が経過している方の中に紛失したケースがみられます。

本件について、日本薬剤師会からの強い要望もあり、WS や講習会を実際に関催した都道府県薬剤師会等主催者の証明が得られる場合には認定申請を受け付けることにしますので、認定申請にあたっては下記手続きにより行って下さい。なお、下記書類は必ず認定申請の書類と共に提出して下さい。

今後、WS 修了証、講習会受講証の保管管理には万全を期すようお願い致します。

修了証（または受講証）を紛失した者が、そのWS（または講習会）主催者^注から「参加証明書」を取寄せる。

「参加証明書」には下記事項が記載されていることが必要です。

- ・ 文書宛名は（財）日本薬剤師研修センター 理事長 とする。
- ・ 主催者代表者氏名および機関印（公印）
- ・ 参加証明書発行年月日
- ・ WS（または講習会）名称と、講習会の場合は内容（講座名）
- ・ WS（または講習会）開催年月日
- ・ 参加証明を受けようとする者（修了証または受講証を紛失した者）の氏名

注）この場合の主催者は日本薬剤師研修センターではなく、WS や講習会を実際に関催した都道府県薬剤師会等のことです。

修了証（または受講証）を紛失した本人による紛失理由書の作成

「紛失理由書」には下記事項が記載されていることが必要です。

- ・ 宛名は（財）日本薬剤師研修センター 理事長
- ・ 紛失理由
- ・ 自筆署名および押印（本文はワープロで構わないが、署名は自筆のこと）

上記書類（参加証明書、紛失理由書）を、認定申請に必要な他の書類と共に提出。
（認定申請に係る手続きは、「認定実務実習指導薬剤師申請フロー」を参照のこと）